

堺市国際ボランティア登録通知書

様

堺市長

（ 公 印 省 略 ）

年 月 日付けで申請を頂きました堺市国際ボランティア登録につきまして、申請どおり登録させて頂きましたのでご通知申し上げます。

なお、堺市国際ボランティアとして活動するにあたり、下記の注意事項を遵守して頂きますようお願い致します。

※注意事項

- 堺市国際ボランティアの活動は無償を原則としています。
- 登録者はボランティア活動の中で知り得た個人の秘密を他に漏らさないでください。登録を取り消された後も同様です。
- 登録者は依頼者に対し次の行為を行わないでください。
 - ①営利活動(物品の販売等)
 - ②自己または自己の関係する企業の事業に対する勧誘及び宣伝活動
 - ③宗教活動への勧誘及び宣伝活動
 - ④政治活動への勧誘及び宣伝活動
 - ⑤自己の所属する団体等(法人であるか任意団体であるかを問わない)への勧誘及び宣伝活動
- ボランティア活動中及び現地への往復途中の事故については、市もボランティア活動の依頼者も責任を負いません。
- 次に該当する場合は登録を取り消します。
 - (1) 堺市国際ボランティア要綱第4条に規定する要件を備えなくなったとき
 - (2) 登録辞退の申し出があったとき
 - (3) 登録者が堺市国際ボランティア要綱第11条に違反する行為を行ったとき
 - (4) 登録者に本要綱の趣旨・目的にふさわしくない事由が生じたとき
- 通訳として登録された方へ
あなたは 班 に所属して活動していただきます。

問い合わせ